

北海道教育大学教育課程編成基準

制 定 平成27年3月26日
平成26年規則第84号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 北海道教育大学学則（平成26年学則第1号。以下「学則」という。）第25条第2項の規定に基づく教育課程の編成基準については、この基準の定めるところによる。

(基本方針・教育課程の編成)

第2条 教育課程は、北海道教育大学における学位授与の方針を保証するため、教育研究評議会の審議を経て体系的に編成し、実施する。

2 教員養成課程の教育課程は、各専攻の教育上の目的を達成するために、教育研究評議会の審議を経て、授業科目を教養科目、専門科目、研究発展科目及び卒業研究のいずれかの区分により開設し、卒業に必要な単位数は、別表第1の1のとおり定めるものとする。

3 国際地域学科及び芸術・スポーツ文化学科の教育課程は、各専攻の教育上の目的を達成するために、教育研究評議会の審議を経て、授業科目を教養科目、学科共通科目、専門科目、研究発展科目、キャリア開発科目のいずれかの区分により開設し、卒業に必要な単位数は、別表第1の2のとおり定めるものとする。

4 教育課程は、教育研究評議会の審議を経て、第2項及び前項の授業科目について必修、選択及び自由選択に区分し、これらを各年次に配当して学則第9条第1項に規定する札幌校、旭川校、釧路校、函館校及び岩見沢校（以下「各校」という。）において編成するものとする。

5 第2項及び第3項により開設する授業科目には、教育研究評議会が必要と認める全学共通の科目を含むものとする。

第2章 教員養成課程の教育課程の編成の基準等

(教員養成課程の教養科目の構成)

第3条 教員養成課程における教養科目の構成は、教育研究評議会の審議を経て、次条のとおり定める。

(教員養成課程の教養科目の開設授業科目及び履修方法)

第4条 教員養成課程の教養科目の開設授業科目及び履修方法は、次項に定めるもののほか、教育研究評議会の審議を経て、当該校において定める。

2 教員養成課程の教養科目は、次に掲げる科目区分により授業科目を開設し、科目区分の目的及び修得させる所要の単位は、別表第2の1のとおりとする。

- (1) 共通基礎科目
- (2) 基礎教養科目
- (3) 現代的教養科目

3 前項により開設する授業科目には、双方向遠隔授業システムを利用すること等により、各校が連携協力して開設する授業科目（以下「全学連携科目」という。以下同じ。）を含むものとする。

(教員養成課程の専門科目の構成)

第5条 教員養成課程における専門科目の構成は、教育研究評議会の審議を経て、次条のとおり定める。

(教員養成課程の専門科目の開設授業科目及び履修方法)

第6条 教員養成課程の専門科目の開設授業科目及び履修方法は、次項及び第3項に定めるもののほか、教育研究評議会の審議を経て、当該校において定める。

2 教員養成課程の専門科目は、次に掲げる科目区分により授業科目を開設し、科目区分の目的及び修得させる所要の単位は、別表第2の2のとおりとする。

(1) 教員養成コア科目

- ア 実践教育科目
- イ 教育実践フィールド科目
- ウ 教科指導科目
- エ 教科内容研究科目

(2) 専攻科目

3 前2項の規定により、専門科目の開設授業科目及び履修方法を定めるに当たっては、専攻に対応する小学校教諭、中学校教諭、特別支援学校教諭又は養護教諭のいずれかの1種免許状の授与の所要資格の取得に必要な授業科目を履修させるものとする。

(教員養成課程の研究発展科目の構成)

第7条 教員養成課程の研究発展科目は、専攻科目で身につけた専門性を更に強化することで卒業研究を進めていく上での力量を高め、教養科目や教員養成コア科目を基盤とした専攻分野以外の発展的な学びを通じて教師としての教育実践上の視野を広げることを目的とし、次に掲げる科目をもって構成する。

(1) 教員免許取得及び資格取得に係る科目を含む当該校において開設するすべての科目

(2) 全学連携科目

(3) 学則第33条の規定に基づく他の課程又は学科の科目

(教員養成課程の研究発展科目の履修方法)

第8条 教員養成課程の研究発展科目は、前条に規定する授業科目の中から、学生の自主的学習プログラムに基づき、学生指導教員が指導の上、選択により履修させるものとする。ただし、卒業に必要な単位の一部について、授業科目を指定し、履修させることができる。

2 前項の規定により授業科目を履修させるに当たっては、教育上必要がある場合は、各校において所要の制限を行うことができる。

(教員養成課程の卒業研究)

第9条 教員養成課程における卒業研究は、専攻する分野の中に課題を設定し、これを主体的かつ計画的に探究する活動を通して、課題を分析し論理的に思考する力や総合的な視点から課題を捉えて思考する力を養うことで、教育現場の日常に生起する諸課題を解決するための基礎的研究能力を育成することを目的とする。

2 前項の卒業研究は、専攻に関する研究課題について論文を作成させる。ただし、専攻の種類に応じて、創作、演奏、演習又は実験をもってこれに代え、若しくはこれらを併せて課すことができる。

第3章 国際地域学科の教育課程の編成の基準等

(国際地域学科の教養科目の構成)

第10条 国際地域学科における教養科目の構成は、教育研究評議会の審議を経て、次条のとおり定める。

(国際地域学科の教養科目の開設授業科目及び履修方法)

第11条 国際地域学科の教養科目の開設授業科目及び履修方法は、次項に定めるもののほか、教育研究評議会の審議を経て、当該校において定める。

2 国際地域学科の教養科目は、次に掲げる授業科目を開設し、別表第3の1のとおり

り所要の単位を修得させるものとする。

- (1) 共通基礎科目
- (2) 基礎教養科目
- (3) 現代地域教養科目

(国際地域学科の専門科目の構成)

第12条 国際地域学科における専門科目の構成は、教育研究評議会の審議を経て、専攻ごとに次条及び第14条のとおり定める。

(地域協働専攻の専門科目の開設授業科目及び履修方法)

第13条 国際地域学科地域協働専攻の専門科目の開設授業科目及び履修方法は、次項に定めるもののほか、教育研究評議会の審議を経て、当該校において定める。

2 地域協働専攻の専門科目は、次に掲げる授業科目を開設し、別表第3の2のとおり所要の単位を修得させるものとする。

- (1) 学科共通科目
- (2) 専攻共通科目
- (3) 専攻科目
- (4) 卒業研究

(地域教育専攻の専門科目の開設授業科目及び履修方法)

第14条 国際地域学科地域教育専攻の専門科目の開設授業科目及び履修方法は、次項に定めるもののほか、教育研究評議会の審議を経て、当該校において定める。

2 国際地域学科地域教育専攻の専門科目は、次に掲げる授業科目を開設し、別表第3の3のとおり所要の単位を修得させるものとする。

- (1) 学科共通科目
- (2) 重点科目
- (3) 専攻科目
- (4) 卒業研究

(国際地域学科の卒業研究)

第15条 第13条第2項第4号及び前条第2項第4号に規定する卒業研究は、専攻に関する研究課題について論文を作成させる。ただし、専攻の種類に応じて、創作、演奏、演習又は実験をもってこれに代え、若しくはこれらを併せて課することができる。

(国際地域学科の研究発展科目の構成)

第16条 国際地域学科の研究発展科目は、得意分野の形成、専門性の強化等学生の自主的な学習を促進するため、教員免許取得及び資格取得に係る科目を含む当該校において開設するすべての科目をもって構成する。

(国際地域学科の研究発展科目の履修方法)

第17条 国際地域学科の研究発展科目は、前条に規定する授業科目の中から、学生の自主的学習プログラムに基づき、学生指導教員が指導の上、選択により履修させるものとする。ただし、卒業に必要な単位の一部について、授業科目を指定し、履修させることができる。

2 前項の規定により授業科目を履修させるに当たっては、教育上必要がある場合は、各校において所要の制限を行うことができる。

(国際地域学科のキャリア開発科目の構成)

第18条 国際地域学科のキャリア開発科目の構成は、教育研究評議会の審議を経て、次条のとおり定める。

(国際地域学科のキャリア開発科目の開設授業科目及び履修方法)

第19条 国際地域学科のキャリア開発科目の開設授業科目及び履修方法は、次項に定めるもののほか、教育研究評議会の審議を経て、当該校において定める。

2 国際地域学科のキャリア開発科目は、別表第3の4のとおり授業科目を開設し、所要の単位を修得させるものとする。

第4章 芸術・スポーツ文化学科の教育課程の編成の基準等

(芸術・スポーツ文化学科の教養科目の構成)

第20条 芸術・スポーツ文化学科における教養科目の構成は、教育研究評議会の審議を経て、次条のとおり定める。

(芸術・スポーツ文化学科の教養科目の開設授業科目及び履修方法)

第21条 芸術・スポーツ文化学科の教養科目の開設授業科目及び履修方法は、次項に定めるもののほか、教育研究評議会の審議を経て、当該校において定める。

2 芸術・スポーツ文化学科の教養科目は、次に掲げる授業科目を開設し、別表第4の1のとおり所要の単位を修得させるものとする。

- (1) 共通基礎科目
- (2) 基礎教養科目
- (3) 現代的教養科目

3 前項第1号及び第3号の各科目には、全学連携科目を含むものとする。

(芸術・スポーツ文化学科の学科共通科目の構成)

第22条 芸術・スポーツ文化学科の学科共通科目の構成は、教育研究評議会の審議を経て、次条のとおり定める。

(芸術・スポーツ文化学科の学科共通科目の開設授業科目及び履修方法)

第23条 芸術・スポーツ文化学科の学科共通科目の開設授業科目及び履修方法は、次項に定めるもののほか、教育研究評議会の審議を経て、当該校において定める。

2 芸術・スポーツ文化学科の学科共通科目は、次に掲げる授業科目を開設し、別表第4の2のとおり所要の単位を修得させるものとする。

- (1) 文化基礎科目
- (2) 文化共通科目
- (3) ビジネス科目
- (4) 地域実践プロジェクト科目

(芸術・スポーツ文化学科の専門科目の構成)

第24条 芸術・スポーツ文化学科における専門科目の構成は、教育研究評議会の審議を経て、次条のとおり定める。

(芸術・スポーツ文化学科の専門科目の開設授業科目及び履修方法)

第25条 芸術・スポーツ文化学科の専門科目の開設授業科目及び履修方法は、次項に定めるもののほか、教育研究評議会の審議を経て、当該校において定める。

2 芸術・スポーツ文化学科の専門科目は、次に掲げる授業科目を開設し、別表第4の3のとおり所要の単位を修得させるものとする。

- (1) 専攻専門科目
- (2) 卒業研究

(芸術・スポーツ文化学科の卒業研究)

第26条 前条第2項第2号に規定する卒業研究は、専攻に関する研究課題について論文を作成させる。ただし、専攻の種類に応じて、創作、演奏、演習又は実験をもってこれに代え、若しくはこれらを併せて課することができる。

(芸術・スポーツ文化学科の研究発展科目の構成)

第27条 芸術・スポーツ文化学科の研究発展科目は、得意分野の形成、専門性の強化等学生の自主的な学習を促進するため、次に掲げる科目をもって構成する。

- (1) 教員免許取得及び資格取得に係る科目を含む当該校において開設するすべての科目

(2) 全学連携科目

(3) 学則第33条の規定に基づく他の課程又は学科の科目

(芸術・スポーツ文化学科の研究発展科目の履修方法)

第28条 芸術・スポーツ文化学科の研究発展科目は、前条に規定する授業科目の中から、学生の自主的学習プログラムに基づき、学生指導教員が指導の上、選択により履修させるものとする。ただし、卒業に必要な単位の一部について、授業科目を指定し、履修させることができる。

2 前項の規定により授業科目を履修させるに当たっては、教育上必要がある場合は、各校において所要の制限を行うことができる。

第5章 授業科目の履修及び授業科目の名称

(授業科目の名称)

第29条 開設する授業科目の名称は、教養科目及び免許状の授与の所要資格の取得に必要な科目を主として、各校間で統一するものとし、統一する授業科目の名称については、別に定める。

第6章 雑則

(雑則)

第30条 各校においては、学則及びこの編成基準に基づき、所要の履修方法等必要な事項について定めるものとする。

(基準の改正)

第31条 キャンパス長は、この基準の改正を求める必要が生じたときは、理由を添えて、実施を希望する年度の前年度の9月末日までに、学長に申し出るものとする。

附 則

1 この基準は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度入学者から適用する。

2 この基準に拘わらず、平成27年3月31日に教員養成課程、人間地域科学課程、芸術課程及びスポーツ教育課程に在学する者（以下、この項において「本学在学者」という。）及び同年4月1日以降に本学在学者の属する年次に入学する者については、なお従前の基準による。

別表第1の1（第2条関係）

○課程の卒業に必要な単位数

科目区分	課程	教員養成課程
教養科目		30
専門科目		92
研究発展科目		8
卒業研究		4
卒業に必要な単位数		134

別表第1の2（第2条関係）

○学科の卒業に必要な単位数

科目区分	学科	国際地 地学科	芸術・スポー ツ文化学科
教養科目		30	24
学科共通科目			30
専門科目		80	62
研究発展科目		8	8
キャリア開発科目		6	
卒業に必要な単位数		124	124

別表第2の1（第4条関係）

○教員養成課程の教養科目

科目区分及び目的		科目等	単位数
教養科目	共通基礎科目 教員養成課程の学生に、共通に身につけさせるべき基礎的な知識・技能の習得を目的とする。具体的には大学での学びに必要な知見および技能の習得と、教師に求められる基本的・社会的知識を獲得するとともに、心身の健康維持、コミュニケーション能力の習得を目的とする。	日本国憲法	2
		体育	2
		情報機器の操作	2
		外国語・外国語コミュニケーション	6
		倫理・人権	2
		アカデミックスキル	2
		地域文化論	2
	基礎教養科目 人間としての在り方や生き方および社会との関わり方への洞察などを通じて人間性の基礎を培うとともに、社会科学および自然科学の基礎となる知識や方法論を習得し、自ら課題を発見し解決する力の基礎を培うことを目的とする。	人文科学入門	4
		社会科学入門	
		自然科学入門	2
現代的教養科目 大学で修得した知識を統合し、現代社会の諸問題を学問横断的に俯瞰することができる能力を培うとともに、問題解決に際し必要な他者との協働・共存のあり方について学ぶことを目的とする。	現代的教養科目	6	

開設授業科目及び履修方法

- 1 日本国憲法については、日本国憲法2単位を開設し、必修とする。
- 2 体育については、体育Ⅰ及び体育Ⅱ各1単位を開設し、必修とする。
- 3 情報機器の操作については、情報機器の操作2単位を開設し、必修とする。
- 4 外国語・外国語コミュニケーションについては、外国語コミュニケーションⅠ及び外国語コミュニケーションⅡ各1単位を必修とし、それ以外については、各校が開設する授業科目のうち4単位を必修または選択必修とする。
- 5 倫理・人権については、倫理・人権2単位を開設し、必修とする。
- 6 アカデミックスキルについては、アカデミックスキル2単位を開設し、必修とする。

- 7 地域文化論については、各校が開設する授業科目のうち2単位を選択必修とする。
- 8 人文科学入門及び社会科学入門については、各校が開設する授業科目のうちいずれか2科目4単位を選択必修とする。
- 9 自然科学入門については、各校が開設する授業科目のうち2単位を選択必修とする。
- 10 現代的教養科目については、各校が開設する授業科目のうち6単位を選択必修とする。

別表第2の2（第6条関係）

○教員養成課程の専門科目

科目区分及び目的		小学校 対応	中学校 対応	特別支 援学校 対応	養 護 教 諭 対応
専 門 科 目	実践教育科目	20	20	20	20
	教育実践フィールド科目	16	16	19	16
	教科指導科目	18～20	6～18	12	0
	教科内容研究科目	18～30	20～24	4	0
専攻科目					

	信を持って教育実践・教育研究を進めていくための土台となる能力を育成するため、特定の分野に関する専門性を高め自分の得意分野を確立することを目的とする。	6～20	14～30	37	56
計		92	92	92	92

開設授業科目及び履修方法

1 実践教育科目の開設授業科目及び履修方法は、次のとおりとする。

(1) 小学校対応及び特別支援学校対応

教職論 2 単位 (必修), 教育の基礎と理念 2 単位 (必修), 発達と学習 2 単位 (必修), 教育の制度と社会 2 単位及び学校経営と学級経営 2 単位のうちから 2 単位 (選択必修), 教育課程と教育方法 (初等) 2 単位 (必修), 道徳の指導法 (初等) 2 単位 (必修), 特別活動の指導法 (初等) 2 単位 (必修), 生徒指導・進路指導の理論と方法 (初等) 2 単位 (必修), 教育相談の理論と方法 (初等) 2 単位 (必修), 教職実践演習 (教諭) 2 単位 (必修) 計20単位

(2) 中学校対応

教職論 2 単位 (必修), 教育の基礎と理念 2 単位 (必修), 発達と学習 2 単位 (必修), 教育の制度と社会 2 単位及び学校経営と学級経営 2 単位のうちから 2 単位 (選択必修), 教育課程と教育方法 (中等) 2 単位 (必修), 道徳の指導法 (中等) 2 単位 (必修), 特別活動の指導法 (中等) 2 単位 (必修), 生徒指導・進路指導の理論と方法 (中等) 2 単位 (必修), 教育相談の理論と方法 (中等) 2 単位 (必修), 教職実践演習 (教諭) 2 単位 (必修) 計20単位

(3) 養護教諭対応

教職論 2 単位 (必修), 教育の基礎と理念 2 単位 (必修), 発達と学習 2 単位 (必修), 教育の制度と社会 2 単位 (必修), 教育課程と教育方法 (中等) 2 単位 (必修), 道徳の指導法 (中等) 2 単位 (必修), 特別活動の指導法 (中等) 2 単位 (必修), 生徒理解と生徒指導 2 単位 (中等) (必修), 学校カウンセリング (中等) 2 単位 (必修), 教職実践演習 (養護教諭) 2 単位 (必修) 計20単位

2 教育実践フィールド科目の開設授業科目及び履修方法は、次のとおりとする。

(1) 小学校対応

基礎実習 1 単位 (必修), 教育実習事前事後指導 1 単位 (必修), 教育実習 (小学校) I 4 単位 (必修), 学校臨床研究 2 単位 (必修), 特別支援教育 2 単位 (必修), その他各校が開設する授業科目 6 単位 計16単位

(2) 中学校対応

基礎実習 1 単位 (必修), 教育実習事前事後指導 1 単位 (必修), 教育実習 (中学校) I 4 単位 (必修), 学校臨床研究 2 単位 (必修), 特別支援教育 2 単位 (必修), その他各校が開設する授業科目 6 単位 計16単位

(3) 特別支援学校対応

基礎実習 1 単位 (必修), 教育実習事前事後指導 1 単位 (必修), 教育実習 (小学校) I 4 単位 (必修), 特別支援教育実習 3 単位 (必修), 学校臨床研究 2 単位 (必修), その他各校が開設する授業科目 8 単位 計19単位

(4) 養護教諭対応

基礎実習 (養護) 1 単位 (必修), 教育実習事前事後指導 1 単位 (必修), 養護実習 4 単位 (必修), 学校臨床研究 2 単位 (必修), その他各校が開設する授業科

目 8 単位 計 16 単位

3 教科指導科目の開設授業科目及び履修方法は、次のとおりとする。

(1) 小学校対応

小学校の教科（国語，社会，算数，理科，生活，音楽，図画工作，家庭，体育）の指導法科目として 9 科目各 2 単位を開設し，全 9 科目 18 単位を必修とする。

(2) 中学校対応

中学校の教科（国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，技術，家庭，英語）の指導法科目として各教科 4 科目 8 単位を開設し，各専攻に対応した教科について 3 科目 6 単位を必修又は選択必修とする。

(3) 特別支援学校対応

小学校の教科（国語，社会，算数，理科，生活，音楽，図画工作，家庭，体育）の指導法科目のうち，音楽，図画工作，体育のうち 2 科目 4 単位以上を含む 6 科目 12 単位を選択必修とする。

4 教科内容研究科目の開設授業科目及び履修方法は、次のとおりとする。

(1) 小学校対応

小学校の教科（国語，社会，算数，理科，生活，音楽，図画工作，家庭，体育）について 9 科目各 2 単位を開設し，全 9 科目 18 単位を必修とする。

(2) 中学校対応

中学校の 1 種免許状の授与の所要資格の取得に必要な授業科目を開設し，専攻に対応した科目 20 単位を履修させる。

(3) 特別支援学校対応

小学校の教科（国語，社会，算数，理科，生活，音楽，図画工作，家庭，体育）のうち，2 科目 4 単位を選択必修とする。

別表第 3 の 1（第 11 条関係）

○国際地域学科の教養科目

科 目 等			単 位 数		
教 養 科 目	共通 基礎科目	日本国憲法	2	18	30
		体育科目	2		
		倫理人権科目	2		
		外国語	4		
		外国語コミュニケーション	2		
		発展外国語	2		
		アカデミックスキル	2		
		情報機器の操作	2		
	基礎 教養科目	人文学系科目	2	6	
		社会科学系科目	2		
自然科学系科目		2			
現代地域 教養科目	現代的教養科目	6	6		

開設授業科目及び履修方法

- 1 日本国憲法については，日本国憲法 2 単位を開設し，必修とする。
- 2 体育科目については，体育Ⅰ及び体育Ⅱ各 1 単位を開設し，必修とする。

- 3 倫理人権科目については、倫理人権 2 単位を開設し、必修とする。
- 4 外国語については、外国語（英語） I 1 単位を必修とし、当該校が開設する授業科目のうち 3 単位を選択必修とする。
- 5 外国語コミュニケーションについては、外国語コミュニケーション（英語） I 1 単位を必修とし、当該校が開設する授業科目のうち 1 単位を選択必修とする。
- 6 発展外国語については、当該校が開設する授業科目のうち 2 単位を選択必修とする。
- 7 アカデミックスキルについては、アカデミックスキル 2 単位を開設し、必修とする。
- 8 情報機器の操作については、情報機器の操作 2 単位を開設し、必修とする。
- 9 人文学系科目については、当該校が開設する授業科目のうち 2 単位を選択必修とする。
- 10 社会科学系科目については、当該校が開設する授業科目のうち 2 単位を選択必修とする。
- 11 自然科学系科目については、当該校が開設する授業科目のうち 2 単位を選択必修とする。

別表第 3 の 2（第13条関係）

○国際地域学科地域協働専攻の専門科目

科 目 等		単 位 数		
専 門 科 目	学科共通科目	教育マインド・コミュニケーション科目	4	80
		地域学入門科目	4	
	専攻共通科目	地域協働科目	16	
		実践外国語中級	2	
	専攻科目		50	
	卒業研究		4	
	開設授業科目及び履修方法 当該校において、別に定める。			

別表第 3 の 3（第14条関係）

○国際地域学科地域教育専攻の専門科目

科 目 等		単 位 数		
専 門 科 目	学科共通科目	教育マインド・コミュニケーション科目	4	80
		地域学入門科目	4	
	重点科目	異文化理解科目	4	
		特別な教育的ニーズ科目	4	
	専攻科目		60	
	卒業研究		4	
	開設授業科目及び履修方法 当該校において、別に定める。			

別表第3の4（第19条関係）

○国際地域学科のキャリア開発科目

科 目 等	単 位 数
キャリア開発科目	6
開設授業科目及び履修方法 キャリアガイダンスⅠ2単位を必修とし、当該校が開設する授業科目のうち4単位を選択必修とする。	

別表第4の1（第21条関係）

○芸術・スポーツ文化学科の教養科目

科 目 等		単 位 数			
教 養 科 目	共通 基礎科目	日本国憲法	2	24	
		体育	0～2		
		情報機器の操作	0～2		
		外国語・外国語コミュニケーション	4		
		倫理・人権	2		
		アカデミック・スキル	2		
		地域社会・文化論（全学連携科目を含む）	2		
	基礎 教養科目	人文学入門	6		
		社会科学入門			
		自然科学入門			
	現代的 教養科目	現代的教養科目（全学連携科目を含む）	2～6		
	開設授業科目及び履修方法				
	1 日本国憲法については、日本国憲法2単位を開設し、必修とする。				
2 体育科目については、体育Ⅰ及び体育Ⅱ各1単位を開設し、選択とする。					
3 情報機器の操作については、情報機器の操作2単位を開設し、選択とする。					
4 外国語・外国語コミュニケーションについては、外国語コミュニケーション（英語）Ⅰ及び外国語コミュニケーション（英語）Ⅱ各1単位を必修とし、当該校が開設する授業科目のうち2単位を選択必修とする。					
5 倫理・人権については、倫理・人権2単位を開設し、必修とする。					
6 アカデミックスキルについては、アカデミックスキル2単位を開設し、必修とする。					
7 地域社会・文化論（全学連携科目を含む）については、当該校が開設する授業科目のうち2単位を選択必修とする。					
8 人文学入門、社会科学入門及び自然科学入門については、当該校が開設する授業科目のうち6単位を選択必修とする。					

別表第4の2（第23条関係）

○芸術・スポーツ文化学科の学科共通科目

科 目 等		単 位 数	
学科 共通科目	文化基礎科目	8	30
	文化共通科目	10	
	ビジネス科目	6	
	地域実践プロジェクト科目	6	
開設授業科目及び履修方法			
<p>1 文化基礎科目については、スポーツ文化論、音楽史基礎、美学基礎各2単位を必修とし、当該校が開設する授業科目のうち2単位を選択必修とする。</p> <p>2 文化共通科目については、感性、身体、表現各2単位を必修とし、当該校が開設する授業科目のうち4単位を選択必修とする。</p> <p>3 ビジネス科目については、芸術・スポーツビジネス入門、知的財産権論、広告論各2単位を開設し、必修とする。</p> <p>4 地域実践プロジェクト科目については、地域プロジェクトⅠ、地域プロジェクトⅡ、地域プロジェクトⅢ各2単位を開設し、必修とする。</p>			

別表第4の3（第25条関係）

○芸術・スポーツ文化学科の専門科目

科 目 等		単 位 数	
専 門 科 目	専攻専門科目	58	62
	卒業研究	4	
開設授業科目及び履修方法 当該校において、別に定める。			

